

国民年金保険料の免除制度、納付猶予制度

経済的な理由で国民年金を納めることが困難な場合や、過去に申請を忘れていたなど未納期間がある方は、問合せ先へご相談ください。

令和6年度国民年金保険料免除などの受付を役場開庁日の**7月1日**から開始します。免除対象期間は、令和6年7月分から令和7年6月分までです。申請時点の2年1か月前までさかのぼって免除申請ができます。詳細は、お問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。

(<https://www.town.aichi-mihama.lg.jp/docs/2018050800028/>)



■必要なもの マイナンバーカードまたは基礎年金番号のわかるもの

失業などの特例免除を申請する場合は… 雇用保険受給資格者証 ・ 雇用保険受給資格通知
または 雇用保険被保険者離職票のコピー

	所得基準	保険料(月額)	年金反映額の割合
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円	0円	8分の4
4分の3	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,250円	8分の5
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,490円	8分の6
4分の1	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,740円	8分の7
納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円	0円	反映されない

<注意>

納付猶予制度は平成28年度以降の申請から対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大しました。
任意加入されている方や学生の方は、免除・納付猶予を申請できません。
学生の方は学生納付特例を申請できます。

●問合せ ・ 半田年金事務所 ☎21-2375 ・ 役場 住民課 内線358

第74回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は“社会を明るくする運動”の 強調月間です。すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

本町では毎年町内の児童生徒に、「犯罪や非行を防止」や「罪を犯した人たちの更生」などをテーマに習字・ポスターの募集をしています。その作品を地域や美浜町役場、総合公園体育館に掲示し啓発活動を行っています。

習字の優秀作品は役場1階正面玄関にて、7月31日(水曜日)まで展示しております。

ポスターの掲示は10月に行われる美浜町文化祭に掲示予定です。
ぜひ、ご覧ください。

